

平成30年度 第39回岩手県社会人ハンドボールリーグ 開 催 要 項

- 1 主 催 岩手県ハンドボール協会
- 2 主 管 岩手県社会人ハンドボール連盟
- 3 後 援 花巻市、(一財)花巻市体育協会
- 4 期日・場所
- | | | | |
|---|----------|-----------------------|----|
| ① | 5月26日(土) | 花巻市総合体育館 ※ 高総体終了後 | 3面 |
| | | (競技予定時間 未 定) | |
| ② | 6月23日(土) | 花巻市総合体育館 (アネックスのみ) | 1面 |
| | | (競技予定時間 8:00~13:00) | |
| ③ | 7月22日(日) | 花巻市総合体育館 | 3面 |
| | | (競技予定時間 8:00~18:00) | |
| ④ | 8月 4日(土) | 花巻市総合体育館 | 2面 |
| | | (競技予定時間 8:00~18:00) | |
| ⑤ | 8月19日(日) | 花巻市総合体育館 | 3面 |
| | | (競技予定時間 8:00~18:00) | |
| ⑥ | 8月25日(土) | 花巻市総合体育館 | 2面 |
| | | (競技予定時間 8:00~17:00) | |
| ⑦ | 9月 8日(土) | 花巻市総合体育館 ※ JOC東北大会終了後 | 2面 |
| | | (競技予定時間 未 定) | |
| ⑧ | 9月23日(日) | 花巻市総合体育館 | 3面 |
| | | (競技予定時間 8:00~18:00) | |
| ⑨ | 9月29日(土) | 花巻市総合体育館 ※ NTS終了後 | 2面 |
| | | (競技予定時間 未 定) | |

※上記日程については参加チーム数等により変更になる可能性があります

- 5 種 別 一般男子の部、一般女子の部
- 6 資 格 日本ハンドボール協会に登録したチーム及び選手
- 7 競技方法 男子 1部・2部・3部に分けリーグ戦
女子 リーグ戦
(※ 男女とも、申し込み状況により、変更もあり得る。)



- 8 参加申込 別紙、参加申込書にて下記あてに申込願います。
(参加の有無に関わらず返信願います。)
岩手県社会人ハンドボール連盟 森田 隆 亮 宛
TEL 080-1838-4950
E-mail iwate.handball.league@gmail.com
(FAX でのお申込みはご遠慮ください。)
- 9 申込締切日 平成30年4月20日(金) 締切厳守
- 10 参加費 1チーム 20,000円
(※社会人連盟運営費2,500円を含みます。)
※ 参加チーム数が6チーム以下の部門は、15,000円とします。
組み合わせ確定後に、下記口座に振り込み願います。
- 11 振込口座 銀行・支店等 東北労働金庫 花巻支店
口座番号等 普通 5964625
口座名義等 岩手県社会人ハンドボール連盟
(イワテケンシャカイジンハンドボールレンメイ)
- 12 組合せ日程 申し込み締切後、事務局で決定する。
- 13 表彰 ① 優勝杯 【 男子(一部)、女子 】
② ベストセブンに記念品 【 男子(一部・二部・三部)、女子 】
③ 最多得点者に記念品 【 男子(一部・二部・三部)、女子 】
- 14 競技運営 ① 競技時間は20-5-20とする。(予定)
② 1試合に参加するプレイヤーは16名までとする。
③ 以上を除き日本ハンドボール協会競技規則によるものとするが、詳細は、
後日、日程表とともに送付する。
- 15 その他 ① 上位チームに、JOT東北予選・クラブ選手権東北予選への出場権を与える。
② 棄権する場合は、試合の6日前までに事務局と対戦相手チームに連絡すること。
連絡無しに棄権した場合は、ペナルティとして5,000円を納付すること。
③ できる限り、各チームで1ペア(2名以上)の審判登録をするとともに、
リーグ時の審判を行うこと。
- ※ 絶対に、土足をしないこと。
(施設側から、今後見かけた場合は、貸し出しを許可できない旨、指導を受けております。)
社会人としてのモラルをもって行動願います。

岩手県ハンドボールリーグ規約

1. 登録について

- (1) チームは日本ハンドボール協会に登録しなければならない。
- (2) 高等学校体育連盟登録者及び、中学生以下の出場は認められない。
- (3) 未登録者が試合に出場した場合は、没収試合とし罰金を科すものとする。

2. 競技・競技運営について

- (1) 競技は、日本ハンドボール協会競技規則に準じて行われる。
- (2) 競技時間は、20分－5分－20分とし、チームタイムアウトは採用しない。
- (3) オフィシャル（記録、得点掲示、モップ係）は、1試合に1チームを割り当てる。
当該チームには、1試合につき500円を支給する。
- (4) やむを得ず棄権する場合は、6日前までに事務局及び相手チームに連絡する。
(期限を過ぎた後の棄権は、相手チームへ反則金を支払う)

3. 順位決定について

- (1) 勝＝2点、引分＝1点、負＝0点、不戦敗＝－1点、の勝点制で決定する。
不戦勝（敗）は14－0とする。
- (2) 勝点と同じ場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ① すべての試合の得失点差数の多いチームを上位とする。
 - ② すべての試合の総得点数の多いチームを上位とする。
 - ③ 当該チーム間の対戦成績で決定する。
 - ④ ①～③全て同数の場合は、前年順位が上位チームを上位とする。

この規約は、平成30年4月1日より実施する。